

公益財団法人日本バスケットボール協会

3 x 3 基本規程

第1章	総	則	……	P2
第2章	定	義	……	P3～4
第3章	組	織	……	P5～7
第4章	選	手	……	P8～11
第5章	審	判	……	P12
第6章	指	導	者	…… P13
第7章	JBA 3 x 3 公認オーガナイザー			…… P14～16
第8章	3 x 3 競技大会			…… P17～19
第9章	事業			…… P20
第10章	会旗および標章			…… P20
第11章	表彰			…… P20
第12章	懲罰			…… P20
第13章	ドーピングの禁止			…… P20
第14章	改正			…… P20
第15章	附則			…… P20

第1章 総則

第1条〔趣旨〕

本規程は、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下「本協会」という）の基本規程第1条の2に基づき、本協会における3×3組織および運営に関する基本原則を定める。

第2条〔遵守義務〕

- ① 第4条に定義するオーガナイザーおよび本協会に登録のある個人（選手、指導者等のスタッフ、審判員および役職員その他の関係者、以下本規程において「選手等」という）は、本協会の定款、基本規程、および本規程、またはこれに付随する諸規程ならびに国際バスケットボール連盟（以下「FIBA」という）およびFIBA ASIAの諸規程ならびにスポーツ仲裁裁判所（以下「CAS」という）および一般社団法人日本スポーツ仲裁機構（以下「JSAA」という）の仲裁関連規則のほか、本協会、FIBAおよびFIBA ASIAならびにCASおよびJSAAの指示、指令、命令、決定ならびに裁定等を遵守する義務を負う。
- ② オーガナイザーおよび選手等は、本協会がやむを得ないと認める場合を除き、本協会およびFIBAの許可なしには、本協会以外の他国の各国バスケットボール協会に加盟することはできず、また、他国の各国バスケットボール協会の所轄におけるその主催試合および競技会に参加することはできない。
- ③ オーガナイザーおよび選手等は、FIBAまたはFIBA ASIAによって正式に定められかつ本協会ならびにこれらの団体および個人が服するべきとされた国際競技カレンダーならびに国際試合または国際大会に関する規程等を遵守するものとする。
- ④ 人種、性、言語、宗教、政治またはその他の事由を理由とする国家、個人または集団に対する差別は、いかなるものであれ、厳格に禁止されるものとし、これに反する場合には、本規程、本協会基本規程およびその附属規程に従って懲罰の理由とされることがある。

第1節 総則

第3条〔趣旨〕

本章は、日本国内において開催される3×3競技大会および3×3組織および運営に関する事項について定める。ただし、本章に定めのない事項については、本協会基本規程に準じる。

第2節 定義

第4条〔定義〕

本規程における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 3×3競技大会
試合、イベントを含む全ての3×3の大会
- (2) 主催
自己の名義において3×3競技大会を開催すること
- (3) 共同主催（共催）
共同の名義において3×3競技大会を開催すること
- (4) 主管
自己の名義において3×3競技大会を運営すること
- (5) 後援
他者の主催する3×3競技大会を支援すること（ただし、金銭その他の経済的援助はともなわない）
- (6) 協力
他者の主催する3×3競技大会に物品を供与し、または一定の許諾を与える等の方法により、協力すること
- (7) 特別協賛（冠協賛）
他者の主催する3×3競技大会に金銭その他の経済的援助を行い、その代償として自己の名称、商標等を、3×3競技大会の名称に使用する権利を得ること
- (8) 協賛
他者の主催する3×3競技大会に金銭その他の経済的援助を行い、その代償として、一定の権利を得ること
- (9) 推薦
他者の製造・販売する用具、施設その他の物品等の存在を、バスケットボール界または本協会にとって良質または好ましいものとして本協会が認知すること
- (10) 公認
本協会が、他者の主催する3×3競技大会または他者の製造・販売する用具、施設その他の物品等を公式なものとして許諾すること
- (11) オーガナイザー
3×3競技大会を開催する団体または個人
- (12) F I B A 3 x 3 E v e n t M a k e r

F I B Aが運営管理を行う3 x 3競技大会運営管理システム

(13) TeamJBA

本協会が運営管理を行う、競技者・オーガナイザー登録システム

(14) F I B A承認 3 x 3 競技大会

F I B A P l a n e tに登録された3 x 3競技大会

(15) J B A 3 x 3 競技大会

本協会およびJBA 3 x 3公認オーガナイザーが主催する3 x 3競技大会

(16) J B A 3 x 3公認 オーガナイザー

本協会により、JBA 3 x 3競技大会を開催する権利を与えられ、TeamJBAに登録した団体または個人

第1節 総則

第5条〔趣旨〕

本章の規定は、本協会における3×3組織を構成する機関およびその運営に関する事項について定める。

第2節 3×3委員会

第6条〔組織および委員〕

- ① 3×3委員会は、委員長および若干名の委員を持って構成する。
- ② 3×3委員会の委員および委員長は、理事会の承認を得て決定をする。

第7条〔委員の任期〕

- ① 3×3委員会の委員長および委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- ② 補欠または増員により選定された委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- ③ 委員は、その任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

第8条〔3×3委員会の開催〕

3×3委員会は、隔月1回以上開催する。ただし、委員長が必要と認めた場合、または委員現在数の3分の1以上から付議すべき事項を示して委員会の開催を請求された場合は、その請求があった日から15日以内に臨時3×3委員会を開催しなければならない。

第9条〔3×3委員会の招集・議長〕

- ① 3×3委員会の議長は、3×3委員長または委員長が予め指定した委員がこれにあたる。
- ② 委員会の招集は、委員長が委員に対し、付議すべき事項ならびに日時および場所を示して、開催の日の7日前までに書面または電磁的方法をもって通知しなければならない。ただし、緊急に招集の必要がある場合は、各委員の同意を得て、この期間を短縮することができる。
- ③ 委員長が欠けた場合または委員長に事故がある場合は、委員が委員会を書面または電磁的方法にて招集する。

第10条〔委員の職務および所管事項〕

- ① 3×3委員会の所管事項は、以下に定めるもののほか、別途定めるものとする。
 - (1) 3×3事業に関する事項
 - (2) その他3×3委員会で議決するものとして、本協会で定められた事項
- ② 3×3委員会は、所管事項に関し、理事会の諮問に応じて答申を行い、また諮問を待たずして意見を具申するほか、理事会の決定に従い、所管事項に関する事業を実施する。

第11条〔委員長の権限〕

- ① 3×3委員会の委員長は、次の各号の権限を有する。

- (1) 委員を選定し、理事会に推薦すること
 - (2) 理事会に出席し、その所管事項に関する報告または、意見陳述を行う。
 - (3) 緊急を要するため、3×3委員会に付議することが困難な事項に関し、自らの判断に基づき決定すること。
- ② 3×3委員会の委員長は、前項第3号の決定を行った場合には、次の委員会において、これを報告しなければならない。

第12条〔定足数等〕

- ① 3×3委員会は、委員現在数の過半数の出席がなければ、その議事を開き議決することができない。
- ② 3×3委員会の議事は、本規程に別段の定めがある場合を除くほか、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- ③ 各専門委員会の委員長は、3×3委員会に出席して意見を述べることができる。

第13条〔3×3委員の議決権〕

- ① 各委員は、委員会における一議決権を有する。
- ② 出席委員のみが議決権を行使することができ、議決権代理行使によるかまたは書簡による投票は認められないものとする。

第14条〔議決〕

- ① 委員会の議決は、本規約に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する委員を除く委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- ② 前項前段の場合において、議長は委員として議決に加わることはできない。

第15条〔議決の省略〕

委員が、委員会の議決の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる委員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の委員会の議決があったものとみなす。

第16条〔報告の省略〕

- ① 委員が委員の全員に対し、委員会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を委員会に報告することを要しない。
- ② 前項の規定は、第10条〔委員の職務および所管事項〕の規程による報告には適用しない。

第17条〔議事録〕

委員会の議事については、議事録を作成し、これを保存する。

第3節 3×3各種会

第18条〔3×3各種会の設置〕

3 x 3 委員長は、本協会の 3 x 3 事業遂行上必要あると認める場合は、3 x 3 委員会の議決を得て、3 x 3 事業遂行のため、各種会を置くことができる。

第 19 条〔組織およびメンバー〕

- ① 各種会は、それぞれリーダーおよび若干名のメンバーをもって構成する。
- ② 各種会のリーダーおよびメンバーは、本協会役員、ブロックおよび都道府県バスケットボール協会役員のほか、本協会の事業に関し、知識経験および熱意を有する者のうちから、3 x 3 委員会の議決を得て委嘱する。

第 20 条〔メンバーの任期〕

- ① 各種会のリーダーおよびメンバーの任期は 3 x 3 委員会の任期と同様とする。
- ② 補欠または増員により選定されたメンバーの任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- ③ メンバーは、その任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

第 21 条〔招集・議長〕

- ① 各種会は、当該各種会のリーダーが招集し、その議長となる。
- ② 各種会のリーダーは、各種会を開催した後、これを 3 x 3 委員会に報告しなければならない。

第 22 条〔所管事項〕

- ① 各種会の所管事項は、別途定めるものとする。
- ② 各種会は、所管事項に関し、3 x 3 委員会の諮問に応じて答申を行い、または諮問を待たずして意見を具申するほか、3 x 3 委員会の決定に従い、所管事項に関する事業を実施する。
- ③ 2 つ以上の各種会の所管事項に該当する事項については、合同でこれを開催し、またはリーダー間で協議したうえ、3 x 3 委員会に付議するものとする。

第 23 条〔本協会担当者との連携〕

各種会は、事業の実施に関しては予め本協会担当者と密接な連絡をとり、事務の円滑な遂行を図らなければならない。

第4章 選手

第1節 選手

第24条〔趣旨〕

本章の規定は、本協会に登録する3×3選手（以下本章において「選手」という）の義務および所属条件に関する事項について定める。

第25条〔選手の義務〕

- ① 選手は、本協会の定款、基本規程、本規程およびこれらに付随する諸規程を遵守しなければならない。
- ② 選手は、プレークリーンと非暴力の精神に則り、それに従って行動しなければならない。
- ③ 選手は、国際オリンピック委員会（I O C）およびF I B Aの規約に従って遂行される医療検査と管理、特にドーピング検査に、いつでも応じなければならない。
- ④ 本協会加盟チーム（以下本章において「5人制チーム」という）に所属している選手は、3×3競技大会に参加する場合、その選手の所属する5人制チームから大会参加に係る承諾を得るよう努めなければならない。なお、承諾を求められた5人制チームは、選手の意向を尊重し可能な限りこれを承諾するよう努めるものとする。

第26条〔禁止事項〕

選手は、次の各号の行為を行ってはならない。

- (1) I O CおよびF I B Aが定める禁止物質の使用
- (2) 公式試合の結果に影響を与える不正行為への関与

第27条〔3×3日本代表チームへの招聘〕

- ① 選手は、本協会により3×3日本代表チームまたは3×3選抜チーム等の一員として招聘された場合、当該チームの公式活動へ参加する義務を負う。ただし、傷害または疾病のために、本協会の招聘に応ずることができない場合は、本協会の選定した医師の健康診断を受けなければならない。
- ② 本協会が、3×3日本代表チームまたは3×3選抜チーム等の一員として招聘した選手が、5人制チームに所属している場合、招聘したことを当該所属チームに通知するものとする。
- ③ 3×3日本代表チームに招聘された選手は、当該チームの公式活動に、原則として無償で参加しなければならない。
- ④ 3×3日本代表チームに招聘された選手は、当該チームの公式活動中、本協会が指定するユニフォームおよび用具等を使用しなければならない。

第28条〔選手の肖像等の使用／広告宣伝活動〕

- ① J B A 3×3競技大会に参加する選手の当該競技大会に関する肖像、氏名、略歴、似顔絵、アニメ、音声、署名等を使用する権利は、原則として本協会に帰属するものとする。
- ② 選手は、3×3競技選手として、テレビ・ラジオ番組もしくはイベント等に出演、新聞・雑誌等の取材を応諾、または第三者のための広告宣伝・販売促進活動等（以下「広告宣伝活動等」という）に関与する場合、本協会に予め届け出て、その承認を得なければならない。ただし、予め届出を行うことのできない

場合には、事後に広告宣伝活動等に関与したことを本協会に対し報告するものとする。

- ③ 前項の規定にかかわらず、予め本協会の承認を得た広告宣伝活動等に関する規定を有する JBA 公認オーガナイザーは、選手からの広告宣伝活動等の届け出について、当該 JBA 公認オーガナイザーの主催する JBA 3 x 3 競技大会に関するものについてのみ、当該規定に基づき、許否を行うことができる。
- ④ 前2項の場合、本協会は、所定の承認料を選手から徴収することができる。
- ⑤ 選手は、本協会または JBA 公認オーガナイザーが自らのために広報・広告宣伝活動を行う場合、原則として無償で協力しなければならない。

第29条〔選手との契約〕

- ① 本章でいう「契約」とは、有償・無償を問わず、選手とその所属チーム等によって締結される、3 x 3 選手としての所属および3 x 3 競技大会への参加に関する書面による取り決めをいう。
- ② 契約の対象となる選手は、満15歳以上(ただし、中学校在学の選手を除く)であること。なお、契約金や賞金等が発生する契約において、当該選手が契約締結時に20歳未満である場合には、契約の締結について法定代理人の同意を得なければならない。
- ③ 契約の最長期間は4年間とする。
- ④ 契約の最短期間は、原則として、当該契約の効力発生日から第38条〔シーズン〕に規定するシーズンの終了時までとする。
- ⑤ 契約においては、次の各号の原則が適用される。
 - (1) 契約当事者は、契約を尊重しなければならない。
 - (2) 契約当事者は、正当事由のない限り、契約を解除することができない。
- ⑥ 契約においては、契約の当事者選手の医学上の検査が良好であること、または査証等当事者選手の就業に関する行政による認可の可否を契約の効力発生条件としてはならない。
- ⑦ 本協会または契約の当事者チームが所属する団体は、前5項の違反当事者に対して、スポーツ上の制裁を科すことができるものとする。

第30条〔選手エージェント等〕

選手エージェントの活動およびその役務の利用については、別に本協会が定める「選手エージェント規則」に従うものとする。

第2節 選手登録

第31条〔趣旨〕

本章の規定は、3 x 3 選手の本協会への登録に関する事項について定める。

第32条〔選手登録の義務〕

- ① 3 x 3 選手は、第34条〔選手登録の手続き〕の定めるところにより、本協会への3 x 3 選手登録を行わなければならない。この場合、選手本人または、選手本人の委任を受けた代理人が3 x 3 選手登録を行うものとする。
- ② 本協会への3 x 3 選手登録がない競技者(以下「未登録選手」という)は JBA 3 x 3 競技大会に出場することはできない。

第33条〔重複登録〕

選手は、5人制チームに所属するバスケットボール選手とは別に3×3選手として登録をすることができる。

第34条〔選手登録の手続き〕

- ① 3×3選手は、JBA 3×3競技大会の申込みまでに、Team JBAを使用し、本協会の3×3競技者登録手続きを完了しなければならない。
- ② 3×3選手は、本協会の主催およびJBA 3×3競技大会の申込みまでに、国際バスケットボール連盟（FIBA）が運用する「FIBA PLANET」へ登録手続きを完了しなければならない。
- ③ 選手登録は、Team JBA上へ当該選手の情報が、本協会に到達した時に効力を発生する。ただし、内容に不当または不備が発見された場合はこの限りではない。

第35条〔登録料〕

選手は、次の各号のいずれか該当する種別に定める3×3選手登録料を本協会に納付しなければならない。ただし、中学生以下の登録料は無料とする。

- (1) 一般（高校生以上） 1,000円
- (2) 一般（高校生以上）/本協会バスケットボール選手登録者 前号の半額

第36条〔登録の変更・取消〕

- ① 選手は、所定の手続きにより、本協会への登録内容を変更し、または取り消すことができる。なお、変更・取消の効力は、本協会承認の日をもって発生する。
- ② 選手が本協会への登録を取り消しても、既に納付した登録料は返還しない。

第37条〔登録有効期間〕

- ① 登録の有効期間は、毎年4月1日より翌年3月31日までの1年間（以下「登録年度」という）とする。
- ② 登録年度の途中で行った登録（追加、変更等一切の場合を含む）の有効期間は、当該登録を行った日の属する登録年度の最終日（3月31日）までとする。

第38条〔シーズン〕

- ① シーズンは、年度の最初のJBA 3×3競技大会開催日から、最終のJBA 3×3競技大会開催日までの期間とする。ただし、年度をまたぐ競技大会は、当該競技大会の開幕日が属する年度のシーズンに属するものとする。
- ② 選手は、同一大会において、同時に2チーム以上に登録することはできない。

第39条〔登録情報の管理〕

本協会は、選手の過去の登録情報（当該選手が、過去に登録された全ての所属都道府県などの情報）を管理するものとする。これらの情報は、必要に応じて、当該選手が新たに所属する都道府県に対し発行される。

第40条〔外国籍選手の登録〕

- ① 第32条第2項の規定にかかわらず、本協会またはオーガナイザーが、国内での3×3競技大会開催の為に国外から招聘した外国籍の未登録選手が、JBA3×3競技大会に出場しようとするときは、本協会では出場を認めることができる。
- ② 外国籍の未登録選手のJBA3×3競技大会への出場条件等は、大会のオーガナイザーが大会要項で定めるものとする。
- ③ 外国籍の未登録選手に対し、契約金や賞金等の支払いが発生する、または発生する可能性を有する場合は、必ずオーガナイザーが、当該選手の入国および滞在を証明する入国査証等の確認を行うものとする。

第5章 審判

第1節 総則

第41条〔趣旨〕

本章の規定は、日本国内において行われる全てのJBA 3 x 3競技大会の審判員(以下「3 x 3審判員」という)に関する事項を定めることを目的とする。

第42条〔本協会の統制〕

本協会は、日本国内において行われる全てのJBA 3 x 3競技大会の審判に関する事項について統制する権限を持つ。

第43条〔3 x 3競技大会における審判員〕

3 x 3日本選手権大会(エリア大会、都道府県大会を含む)およびJAPAN TOURの審判を担当することができるのは、本協会に登録した審判員であること。それ以外のJBA 3 x 3競技大会についても原則、本協会に登録した審判員であることが望ましい。

第2節 審判員の義務

第44条〔義務〕

審判員は、本協会が定める講習、研修会等に参加し、自己の審判技術の向上に努め、積極的に審判活動を行わなければならない。

第45条〔服装等〕

審判員の服装は、原則、本協会の推奨するウェア等であり、競技者の服装と明確に区別できる色で、かつ、当該3 x 3競技大会を担当する審判員の服装を統一しなければならない。

第46条〔協議〕

本節に定めなき事項については、理事会で定める。

第6章 指導者

第47条〔3×3指導者〕

JBA 3×3 競技大会においては、監督またはコーチ等をベンチに置くことはできないが、3×3 競技の普及および競技力向上の為、3×3 選手あるいは3×3 チームの指導および指揮する者は、本協会が認定する指導者ライセンスを保有していることが望ましい。

第48条〔指導者ライセンスの種類〕

3×3 選手あるいは3×3 チームの指導および指揮する者の本協会認定指導者ライセンスの種類は問わない。

第1節 総則

第49条〔趣旨〕

本協会は、3 x 3 競技大会を通し、3 x 3 競技者人口の拡大を図り、かつ、日本国内におけるバスケットボールの普及に寄与する為、3 x 3 競技大会の主催・主管権を本協会が公認した団体または個人に与え、JBA 3 x 3 公認オーガナイザーとする。

第50条〔権利〕

JBA 3 x 3 公認オーガナイザーには次の各号の権利が与えられる。

- (1) JBA 3 x 3 公認オーガナイザーは、3 x 3 競技大会の主催、主管をする権利が与えられる。
- (2) JBA 3 x 3 公認オーガナイザーは、本協会が運営を行う Team JBA を通して大会告知、募集を行うことができる。
- (3) JBA 3 x 3 公認オーガナイザーは、本協会が運営を行う Team JBA を通して Team JBA 3 x 3 競技者登録者に、イベント情報などを配信することができる。
- (4) JBA 3 x 3 競技大会の主催にあたって、Team JBA 大会登録システムを使用することができる。

第51条〔公認条件〕

JBA 3 x 3 公認オーガナイザーは、FIBA および本協会の3 x 3 活動の趣旨および、目的を理解、賛同する団体または個人であることを条件とする。

第52条〔JBA 3 x 3 公認オーガナイザーの義務〕

JBA 3 x 3 公認オーガナイザーは次の各号の義務を順守すること。

- (1) 本協会に公認申請書類を提出すること。
- (2) 第57条に定める登録料を納めること。
- (3) FIBA が運営する FIBA Planet、FIBA 3 x 3 Event Maker を通し、FIBA 3 x 3 オーガナイザー登録を行うこと。
- (4) JBA 3 x 3 競技大会の開催にあたっては、FIBA 3 x 3 Event Maker に大会登録を行い、FIBA 承認大会とすること。
- (5) 開催した大会の結果を FIBA 3 x 3 Event Maker に反映させること。
- (6) FIBA および本協会が定める、オーガナイザーガイドブックを順守すること。
- (7) JBA 3 x 3 公認オーガナイザーは、本規程を順守すること。
- (8) JBA 3 x 3 公認オーガナイザーは、自己の責任において、3 x 3 競技大会の主催をすること。
- (9) 国際大会を主催または主管する場合は、必ず JBA の承認を得なければならない。

第2節 JBA 3 x 3 競技大会の開催

第53条〔開催の申請〕

- ① JBA 3x3公認オーガナイザーが、3x3競技大会を開催する場合は、原則として開催日の属する月の前々月の末日までに、以下の項目を指定の様式にて本協会へ報告を行うものとする。
 - (1) 競技大会開催の趣旨
 - (2) 競技大会要項
 - (3) オーガナイザー名とその責任者
- ② 本協会は、前項の登録内容について、必要により変更を指示することができる。
- ③ 前2項に基づき競技大会の開催に関し、前項の記載事項に変更があった場合は、本協会に対し事前に届け出て、その承認を得なければならない。

第54条〔開催の条件〕

前条に規定するJBA 3x3競技大会開催に際して、次の各号の条件を満たさなければならない。ただし、本協会が特に承認した場合は、この限りではない。

- (1) FIBA 3x3 Event Makerに大会登録を行うこと。
- (2) 参加選手は、全てFIBA Planetおよび、本協会の3x3会員登録システムに登録した選手であること。
- (3) 競技はFIBAおよび本協会の競技規則により行うこと。
- (4) 参加選手は本協会の諸規程を遵守すること。
- (5) 参加選手等の傷害について考慮して、自己の責任において3x3競技大会を開催すること。
- (6) FIBAおよび、本協会が定める3x3競技大会開催ならびに運営に関する諸規程に従うこと。
- (7) 審判への審判手当は関係協会の指示に従うこと。
- (8) 競技場内およびその周辺に発生した選手に関する懲罰事項に関しては、関係協会の規律委員会が決定すること。
- (9) その他本協会が必要と認めた指示に従うこと。
- (10) いかなる場合も収支に関して、自己の責任において3x3競技大会の運営を行うこと。
- (11) 大会で使用する器具・用具および選手が着用するユニフォームに関しては、本協会が定める3x3器具・用具およびユニフォームに関する規程を遵守するものとする。

第55条〔主催・共同主催・後援〕

- ① JBA 3x3公認オーガナイザーが、主催するJBA 3x3競技大会に関して、本協会に対し共同主催または後援を依頼する場合は、本協会に対し、原則として競技会主催日の属する月の前々月の末日までに、本規程第53条〔開催の申請〕第1項各号に定める事項を記載した書類を添付して、申請し承認を得なければならない。
- ② 前項により既に承認を得た競技大会主催に関して、前項の添付書類の記載事項に変更が生じた場合は、本協会に事前に届け出て、その承認を得なければならない。

第3節 JBA 3x3公認オーガナイザー登録

第56条〔公認手続き〕

JBA 3x3公認オーガナイザーに登録しようとする団体(または個人)は、次の各号の各手続きを行い、本協会の承認を得なければならない。

- (1) 所定の公認登録申請書を本協会に提出する。
- (2) 本規程の第54条に定める登録料を期日までに本協会に納める。
- (3) TeamJBAおよびFIBA Planet、FIBA 3x3 Event Makerにオーガナイザー登録を行う。

第57条〔公認登録料〕

JBA 3x3公認オーガナイザーの登録は年間1万円とする。

第58条〔公認登録の更新〕

- ① JBA 3x3公認オーガナイザーの登録の有効期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間（以下「登録年度」という）とする。
- ② 登録年度の途中で行ったJBA公認オーガナイザーの登録（追加、変更等一切の場合を含む）の有効期間は、当該登録を行った日の属する登録年度の最終日までとする。
- ③ 次年度に継続する場合はTeamJBAにて更新手続きを行い、本協会に年間計画を提出したうえで、新たに登録料を納めなければならない。

第59条〔公認登録の取り消し〕

JBA 3x3公認オーガナイザーが次の各号のいずれかに該当するときは、本協会の判断により、公認登録の取り消しを行うことができる。

- (1) FIBAまたは本協会の名誉を傷つける行為、もしくはその目的に違反する行為があったとき。
- (2) 本規程に違反したとき。
- (3) JBA 3x3公認オーガナイザー申請書の提出内容に虚偽が発覚したとき。

第1節 総則

第60条〔趣旨〕

本章の規定は、日本国内において開催される3 x 3 競技大会の組織および運営に関する事項について定める。ただし、本章に定めのない事項については、理事会において別に定める。

第61条〔主催権〕

- ① 日本国内において開催される3 x 3 競技大会は、全て本協会の管轄下であり、特に複数の都道府県に跨って開催される3 x 3 競技大会等の主催権は、全て本協会に帰属する。
- ② 本協会は、前項の主催・主管権を、主催地都道府県バスケットボール協会またはJBA 3 x 3 公認オーガナイザー（以下まとめて「JBA 3 x 3 公認オーガナイザー等」という）に譲渡することができ、JBA 3 x 3 公認オーガナイザーが主催・主管をする3 x 3 競技大会をJBA 3 x 3 競技大会とする。
- ③ 前2項の場合、主催・主管権を譲渡された者または主催・主管を承認されたJBA 3 x 3 公認オーガナイザー等は、3 x 3 競技大会に関する本協会の決定・指示に従わなければならない。

第62条〔3 x 3 競技大会の名称の制限〕

本協会が主催する3 x 3 競技大会以外は、その競技大会の名称に次の各号に掲げるような全国規模または日本一を決する競技大会を想起する単語を使用することはできない。

- (1) 全日本
- (2) 日本
- (3) 全国
- (4) JAPAN
- (5) ALL JAPAN
- (6) その他前各号に類するもの

第63条〔主管の委託〕

- ① 本協会は、本協会が主催する3 x 3 競技大会の主管をJBA 3 x 3 公認オーガナイザー等に委託することができる。
- ② 本協会より主管を委託されたJBA 3 x 3 公認オーガナイザー等は、当該競技大会の開催に関する収支責任を負うものとし、予め本協会との覚書により、当該競技大会の収入超過の処分または支出超過の処理について取り決めておくものとする。
- ③ 本協会より主管を委託されたJBA 3 x 3 公認オーガナイザー等は、当該競技大会に関する本協会の決定・指示に従わなければならない。
- ④ 本協会より委託された3 x 3 競技大会が天変地異等の不可抗力により中止となった場合の損失の処理については、本協会と主管者により協議の上決定する。

第64条〔3 x 3 競技大会の参加料および賞品〕

3 x 3 競技大会に参加するチームおよび選手の参加料および賞品（賞金を含む）は、競技大会の価値お

よび選手の年齢・社会的立場等にふさわしいものでなければならない。

第65条〔JBA 3×3 競技大会等〕

都道府県協会およびJBA 3×3 公認オーガナイザー等が独自に開催する3×3 競技大会に関する規程は、本規程に準ずるものとする。

第2節 本協会主催3×3 競技大会

第66条〔本協会主催の3×3 競技大会〕

- ① 本協会は、3×3 日本選手権大会を主催する。
- ② 本協会は、前項の3×3 競技大会以外に、理事会が承認した3×3 競技大会を主催する。
- ③ 前2項の本協会主催3×3 競技大会の開催日程は、開催前年度の10月末日までに、本協会および各主管者をもって構成する「国内競技会日程調整委員会」により調整の上決定するものとする。なお、各主管者は、当該委員会の開催前に、予め各競技大会の開催概要の素案を策定しておかなければならない。

第67条〔3×3 日本選手権大会の目的〕

3×3 日本選手権大会（以下「本大会」という）は、3×3 選手が、日本3×3 界最高の覇者となる栄誉を競うとともに、競技を通じて体力および人格の向上を図り、3×3 の普及および発展に寄与することを目的として実施する。

第68条〔3×3 日本選手権大会の主催〕

本大会は、本協会が主催する。ただし、本協会の理事会が特に承認した場合には第三者との共同主催とすることができる。

第69条〔3×3 日本選手権大会の実施要項〕

本大会の運営に関する事項は、「3×3 日本選手権大会開催規程」に別途定める。

第3節 3×3 国際競技大会

第70条〔本協会の専属権限〕

本協会はFIBAが認める我が国唯一の代表機関であり、FIBA加盟国との国際競技大会に関する折衝は、すべて本協会が行うことを原則とする。ただし、本協会が特に許可した場合は、これを行うことができる。

第71条〔国際競技大会の開催の制限〕

- ① 3×3 国際競技大会は、原則として全て本協会が主催する。ただし、JBA 3×3 公認オーガナイザーはこの限りでない。
- ② JBA 3×3 公認オーガナイザーは、3×3 国際競技大会を開催する場合、事前に本協会の承認を得なければならない。

第72条〔本協会以外の団体による3×3国際競技大会〕

- ① 本協会以外の団体が3×3国際競技大会を開催しようとする場合は、本協会はその内容を検討した上、これを承認することができる。
- ② 前項の場合、本協会、本協会のJBA3×3公認オーガナイザーのいずれかが当該競技大会を主催しなければならない。
- ③ 本協会がFIBAおよびFIBA ASIA等の依頼に基づき、その主催する競技大会を日本国内で開催する場合には、その競技大会の運営は、本協会または本協会が定めた大会組織委員会が行う。

第73条〔海外における3×3競技大会への参加〕

- ① FIBAまたはFIBA ASIA等より、その主催する競技大会への出場要請があった場合は、本協会が出場チームを決定し、派遣するものとする。
- ② 前項の場合を除き、3×3登録選手を選抜して組織したチームが外国で開催される競技大会に参加しようとする場合、本協会に届け出るものとする。

第9章 事業

第74条〔事業〕

本協会基本規程に準ずる。

第10章 会旗および標章

第75条〔会旗および標章〕

本協会基本規程に準ずる。

第11章 表彰

第76条〔表彰〕

本協会基本規程に準ずる。

第12章 懲罰

第77条〔懲罰〕

本協会基本規程に準ずる。

第13章 ドーピングの禁止

第78条〔ドーピングの禁止〕

本協会基本規程に準ずる。

第14章 改正

第79条〔改正〕

本規程の改正は、3×3委員会の承認を得た上で、理事会の承認を得て、これを行う。

第15章 附則

第80条〔附則〕

- ① 本規程は、平成27年2月12日から施行する。
平成28年3月9日一部改定
平成29年2月8日一部改定
2018年3月7日一部改定
2019年11月14日一部改定
2020年4月21日一部改定
- ② 本規程第35条について、2020年度の公益財団法人日本バスケットボール協会3×3選手登録料に

については、無料とする。また、都道府県協会 3 x 3 登録料についても、無料とする。